

**注意！ 架空請求メールによる被害が発生しています**

大手通販サイトをかたった架空請求メールやショートメッセージ（SMS）が届き、記載されている電話番号に電話をかけてしまい、最終的に金銭をだまし取られてしまう被害が発生しています。

特徴をよく知り、被害に遭わないように注意しましょう。

架空請求メール・SMSの特徴

- ①料金の未納や督促を装ったもので、受信者が「もしかしたら間違って登録してしまったかも」と思わせるような内容
- ②「対応しない場合は裁判になる」など受信者が不安を覚えるような文言がある
- ③サポートセンターや債権回収会社等をかたっており、電話番号の記載がある

電話してしまうと・・・

- ①氏名、生年月日、電話番号等を聞かれ、架空の未納額を伝えてくる
- ②「本日中に指定の口座に未納額を振り込め」「コンビニに行って、プリペイドカードを買って、カードに記載された番号を教えろ」などと言われる
- ③要求に応じてしまうと、更に理由をつけて際限なく金銭を要求してくる

架空請求ショートメッセージの一例

未納料金が発生しております。少額訴訟に移行いたします。心当たりのお客様はお問い合わせください。●●●●サポートセンター0120XXXXYYYY

有料サイトの料金が未納になっております。本日中に連絡がない場合、少額訴訟により強制執行となります。(株) ●●●●債権回収03XXXXYYYY

対策

- 慌てることなく、ショートメッセージに記載された電話番号等をインターネットで調べて情報収集しましょう
- 身に覚えのないものは無視しましょう。電話してしまうと相手の思うつぼです
- 電話してしまい、氏名等を言ってしまったら、悪用されるおそれがあるため、戸締りを厳重にして不審な郵便物等に注意しましょう

被害に関する相談は「**サイバー犯罪情報・被害相談専用電話**」又は最寄りの警察署へ

▼サイバー犯罪情報・被害相談専用電話▼

080-2350-0001（平日午前8時30分から午後5時15分まで）
cyberpolice_gunma@docomo.ne.jp（24時間受付）